

H25.10.1 健康保険法改正！

いつも お世話になっております。

いよいよ 師走突入～！ ということで、 寒さも本格的！！

繁忙期もいよいよ最高潮！！ といった感じですよ～ (≧▽≦)

ところで、この10月1日に 健康保険法が改正され、
皆様のお手元にも けんぽ協会より その施行の お便りが届いているかと
思います。

今回の改正によって 健康保険給付も 労災保険給付も 受けることの
できなかった 兼業の方々が 救済されることとなります。

《これまで》 業務上の 傷病は一律に 健保給付なし。

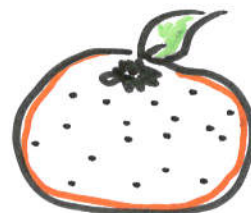
《10月1日から》 業務上の 傷病であっても、 労災給付が受けられない場合は
健保給付あり（一部除外）。



業務上の災害なのに 労災給付が 受けられないという 不思議な感じが
しますが、例えば「シルバー人材センター（高齢者の会員に 請負業務を 紹介する
公益法人）の 会員などが 請負業務として 業務に従事されている場合などが
こちらにあたります。

法律が改善されていくことは とても良いことですね。

プラスの方向へ 動くのであれば、 どんどんしてほしいです！



無料メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。